

基本理念:男女がお互いに支えあい、共に参画して心豊かにいきる社会

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

・平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定。本町においては平成17年3月に「白老町男女共同参画計画・あいプラン」を策定、以後令和2年度までに「第5次計画」を改訂し、各種施策を推進。

・これまでの社会情勢を鑑みても、男性と女性の役割をそれぞれ固定化する意識は依然として存在しており、誰もが将来への希望を持てる男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要。

・この度、「第6次白老町総合計画」と国や北海道の法令・計画等との整合性を図りながら、町民と行政が協働して積極的に男女共同参画を推進していくため、「第6次白老町男女共同参画計画・あいプラン」を策定。

2 計画の役割・位置づけ

(1)計画の役割

・町民一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針。

(2)計画の位置づけ

・男女共同参画社会基本法第14条に規定される市町村男女共同参画計画

・「第6次白老町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合と連携を図りながら推進。

・女性活躍推進法第6条第2項、配偶者暴力防止法第2条の3第3項、困難女性支援法第8条第3項に規定する市町村推進計画に位置付ける。

総合
計画

白老町男女共同参画計画
(女性活躍推進計画)
(配偶者暴力防止計画)
(困難女性支援計画)

国・北海道
法律条例
など

3 計画の期間

・令和6年度から令和9年度までの4年間

第2章 現状と課題

1 男女共同参画を取り巻く現状

・令和5年4月末現在の人口は15,597人、第1次計画の策定時(平成17年)20,748人から5,151人の減
・少子高齢化の進行、地域コミュニティの停滞、経済活動の縮小など、地域活力全般にわたり大きく影響
・価値観やライフスタイルの多様化、男女共同参画やノーマライゼーションの重要性は高まっている傾向
★しかしながら現状においても**仕事と家庭生活との両立が困難なこと**、**固定的な性別役割分担意識**や**アンコンシャス・バイアス**(無意識の思い込み)が社会全体での存在等の課題が影響している。

2 男女共同参画を取り巻く課題

- 1 固定的な性別役割分担意識を解消し、自由に考え行動することのできる意識の形成
- 2 家庭、職場、地域等において、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる環境づくり
- 3 男女がともに自立し、生きがいを持つために不可欠な身体及び精神の健康づくりと相談支援の充実

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

男女がお互いに支えあい、共に参画して心豊かにいきる社会 (第1～5次基本理念を踏襲)

2 白老町が目指す男女共同参画社会のすがた

・男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野にともに参画し、ともに責任を分かち合う

家庭では・・・

地域社会では・・・

職場では・・・

学校では・・・

3 基本目標

・男女共同参画社会の実現を目指すため3点を基本目標を掲げ、男女共同参画のまちづくり推進

- I 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革(意識)
- II 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進(行動)
- III 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり(条件)

基本理念:男女がお互いに支えあい、共に参画して心豊かにいきる社会

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識の改革

推進の方向と施策内容

| | | |
|---|--|--|
| 1 男女共同参画の啓発の推進 (1) 広報活動の充実 (2) 各種調査の充実 | 2 男女平等教育・学習の推進 (1) 男女共同参画に配慮した教育の推進 (2) 国際理解教育の充実 | 3 人権についての認識の浸透 (1) 相談体制の充実 (2) 人権啓発の推進 (3) 人権教育の充実 |
|---|--|--|

指標目標

| 施策項目 | 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|------------------------|-------|--------|
| 男女共同参画の啓発の推進 | 男女共同参画の認知度 | 73.0% | 100% |
| | 男女共同参画の必要性・理解度 | 83.7% | 100% |
| 男女平等教育・学習の推進 | 小中学校の性教育講座の実施 | 2校 | 6校 |
| | 小中学校のPTA正副会長の女性割合 | 26.3% | 30% |
| 人権についての認識の浸透 | 小中学校のアイヌ文化を学ぶふるさと学習の実施 | 6校 | 6校(全校) |
| | 小中学校の人権教育の実施 | 4校 | 6校(全校) |

基本目標Ⅲ 男女がともに元気で安心して暮らせる環境づくり(配偶者暴力防止計画・困難女性支援計画)

推進の方向と施策内容

| | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 生涯学習の推進 (1) 学習機会の充実 | 2 生涯にわたる健康づくりの推進 (1) 子どもからお年寄りまでの健康づくりの推進 (2) 女性の生涯にわたる健康支援 (3) 障がい者の自立・生活支援 (4) 高齢者の自立・生活支援 (5) 地域の福祉ネットワークづくり | 3 健康に暮らせるための相談体制の充実 (1) DVなどあらゆる暴力の根絶の推進 (2) 支援が必要な子どもや高齢者、障がい者等への支援 (3) 相談・支援体制の充実 |
|---------------------------------|---|---|

指標目標

| 施策項目 | 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|---------------------------------|-------|---------|
| 生涯学習の推進 | 生涯学習講座開設数 | 12回 | 18回 |
| 生涯にわたる健康づくりの推進 | 国保特定検診受診率 | 35.5% | 40.4%以上 |
| 健康に暮らせるための相談体制の充実 | 心身ともに健やかな暮らしの支援が充実していると感じる町民の割合 | 47.5% | 67.3% |

基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進(女性活躍推進計画)

推進の方向と施策内容

| | | | |
|---|--|---|---|
| 1 家庭生活と社会生活の両立の促進 (1) 子育て支援の充実 (2) 福祉、介護サービスの充実 (3) 男性の育児への参加促進 | 2 就労場における男女共同参画の促進 (1) 安心して働き続けることができる子育て環境の整備 (2) 男女共同参画の視点に立った職場環境の整備 | 3 地域社会における男女共同参画の促進 (1) 地域団体活動への男女共同参画の促進 (2) 女性の社会参加促進のための学習機会の充実 | 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (1) 各種審議会等への女性の参加促進 (2) 公募制の促進 (3) 人材情報の収集 |
|---|--|---|---|

指標目標

| 施策項目 | 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|-----------------------------------|-------|-------|
| 家庭生活と社会生活の両立の促進 | 男性が家事等に関わる平均時間 | 76分 | 150分 |
| 就労場における男女共同参画の促進 | 安心して子どもを産み育てられる支援が充実していると感じる町民の割合 | 40.8% | 58% |
| 地域社会における男女共同参画の促進 | 町内会長の女性割合 | 9.0% | 15% |
| 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 審議会等への女性の登用率 | 18.7% | 50.0% |
| | 町職員の女性割合 | 25.7% | 30.0% |

第5章 計画の推進

1 連携と協働による計画の推進

白老町(行政)

連携・協力
計画の推進

町民事業者

町は、男女共同参画社会の実現に向けて、町民、事業者等と緊密な連携のもと、施策の着実な推進、必要な措置を講じる。
町民・事業者は、男女共同参画の必要性を認識し、自ら積極的に取り組むこと、施策の推進に協力する。

2 計画の推進状況や施策の点検、評価の実現

計画の進行管理を的確に行い町の推進体制を充実するとともに、本町における男女共同参画の状況や計画の成果を図るための推進指標を掲げ、推進状況について毎年点検、評価を行う。